

状況の整理と今後の方針について

A. 令和3年に意向調査をしたもの、意向調査対象

①指定を希望 → 指定	2	
②指定を希望 → 指定しない	3	
③どちらでもよい・返事なし	13	
(うち、意向調査未調査のもの)	(1)	※1
④指定を希望しない	18	
(うち、指定を希望→希望しないに変更)	(1)	
計	36	

※1 ③13件のうち1件は、村所有と記録されていたが、自治体は管理者で土地所有者は違うことが分かったため、今回所有者に意向調査をする。

※2 意向調査したうち、2件は市外転出済みのため、B-⑥で計上。

※3 1件は、その後の確認で所有者が誤っていたことが判明した。B-⑧で計上。

→令和3年意向調査38件+1件(※1)-2件(※2)-1件(※3)=36件

B. それ以外（意向調査に該当しないもの）

⑤令和2年までに市指定	1	
⑥転出・廃止等により滅失	4	
⑦天然記念物、出土品等で希少性なし	9	域内全域、自治体管理等
⑧国有地で管理上の問題から不可	1	
⑨市指定が解除されていなかった	1	一括指定に含まれていた
⑩合併時点で県指定と重複	12	
計	28	

Aのうち、

③について、今回、再度意向調査を行う。

「希望する」「希望しない」のいずれかで回答してもらうこととし、希望する回答のあったものについては、計画的に調査して、指定可否の結論を出す。

①②は調査を経て結論が出ている。④は、令和3年に希望しないとの回答を得ている。

→終結（一般的な未指定の文化財と同様とする）

B→終結（再指定検討の議論の対象になりえない）